

廿日市市低炭素建築物新築等計画の認定に関する要綱

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号。以下「省令」という。）に基づき、廿日市市長が行う認定等に関して、必要な事項を定める。

(市長が必要と認める図書)

第 2 条 省令第 4 1 条に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたものにあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けたものにあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 7 条の 2 1 第 1 項に規定する指定確認検査機関（併せて登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関に限る。）の技術的審査を受けたものにあつては、当該指定確認検査機関が交付する適合証
- (4) 品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合しているものに限る。）の交付を受けたものにあつては、当該設計住宅性能評価書の写し及び法第 5 3 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合している旨を説明した図書

(5) 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申し出をするものにあつて、建築基準法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築基準法第6条の3第4項に規定する適合判定通知書又はその写し及び建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請書の副本

(6) その他市長が必要と認める図書

(確認申請書との照合)

第3条 市長は、法第54条第1項の規定により認定をするときは、認定申請に係る確認済証の交付を受けた確認申請書（以下「確認済証等」という。）と認定申請書との照合を行うものとする。

2 認定申請者は、認定申請に係る確認済証の交付を受けていないときは、認定申請書にその旨を記載するものとする。

3 認定申請者は、認定を受けた後に、確認済証の交付を受けたときは、速やかに確認済証等を提示し、認定申請書の計画内容との照合及び確認を受けるものとする。

(建築主事又は建築副主事への通知)

第4条 市長は、法第54条第3項の規定により建築主事又は建築副主事へ通知するときは、通知書（別記様式第1号）に確認の申請書を添えて行うものとする。

2 市長は、第2条第6号に規定する書類の提出があつたときは、前項の通知書に添付する書類として、速やかに建築主事又は建築副主事へ送付する。

(工事完了等の報告)

第5条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、工事完了報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第56条の規定により認定建築主に報告を求めるときは、低炭素建築物新築等計画の建築及び維持保全報告通知書（別記様式第3

号) により行うものとする。

- 3 前項の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画状況報告書（別記様式第4号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

（認定申請の取下げ）

第6条 認定申請者は、認定申請を取り下げようとするときは、取下届（別記様式第5号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の取下届を受理したときは、取下届の副本に当該取下届に係る申請書の副本を添えて、申請者に返還するものとする。

- 3 市長は、第4条の通知を行った場合において、第1項に規定する取下届の提出があったときは、取下通知書（別記様式第6号）により建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

（軽微な変更）

第7条 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更をするとき又は法第54条に掲げる基準以外の変更をするときは、設計変更届（別記様式第7号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（建築等の取りやめ）

第8条 認定建築主は、低炭素建築物新築等計画を取りやめようとするときは、取りやめ届（別記様式第8号）の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の取りやめ届を受理したときは、取りやめ届の副本に、認定通知書を添えて、申請者に返還するものとする。

- 3 市長は、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合において、前項に規定する通知をしたときは、通知書（別記様式第9号）により建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないときは、認定しない旨の通

知書（別記様式第 10 号）を申請者に交付するものとする。

（改善命令）

第 10 条 市長は、法第 57 条の規定により認定建築主に対し、必要な措置を命ずるときは、改善命令書（別記様式第 11 号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第 11 条 市長は、法第 58 条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式第 12 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合において、前項に規定する通知をしたときは、通知書（別記様式第 13 号）により建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。